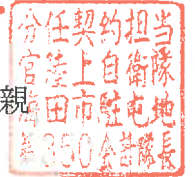


公告第114号
令和7年7月24日

変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親



公告第98号(令和7年7月10日)係る入札公告の一部を変更する。

- 1 件名
通信器材の据付等役務
- 2 変更箇所
調達要領指定書を別添の様式に差し替える
- 3 本件に関する問い合わせ先
〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1
陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 担当：森新
TEL 082-822-3101 (内線2342) FAX 082-823-4226
メール ma350fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和7年7月23日
	作成部課	海田市駐屯地業務隊司令職務室
	作成年月日	令和7年7月23日

品名 通信器材の据付等役務

仕様書番号

指定事項：

2.1 据付実施場所・期間

- a) 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田市駐屯地）
- b) 据付実施場所については、駐屯地外柵周辺8箇所
- c) 期間については、締結日～令和7年9月30日（内4日間予定）

2.2.1 据付機器（取外）

表1～8据付機器・取外機器（駐屯地外周8箇所）

監視カメラシステム8箇所（表1～8）

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	AHD屋外クイックターンカメラ TCR3150		8	
取外	AHD屋外クイックターンカメラ TCR3150		8	

設置場所（高さ×約3mの既存の支柱）

ドレン管（VP20程度）×8m

樹脂カバー×8m【参考としてSD100】

内外渡線（EM-EEF1.6mm程度）×10m

アース線（EM・JE1.6m程度）×10m

プラロック基礎×2本

※ 既存の監視カメラシステムは、全て取外し（撤去）とし、業者側が回収する。

3.3 その他（特記事項）

- a) 期間中、施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において賠償すること。
- b) 電気及び水道は、請負者の負担とする。
- c) 配管線等の撤去については、冷媒管・スリムダクト・電気配線も含む。
- d) 機器の撤去の際はガス回収も含む。
- e) 撤去した冷媒管・空調機の有価物については、官側に引継ぐ。
- f) 原則、既設と同様に据え付けるものとする。ただし、既設と設置型式や相種が異なる場合は、適宜必要な処置を図るものとする。
- g) 1次側電源線は既存を利用するものとする。
- h) 2次電源及び貫通孔は、新規に工事する。
- i) 冷媒管は配管接続完了後、高圧ガス保安法、「冷媒保安規則関係例示基準」「冷凍空調設置の施設基準」（高圧ガス協会）等に定めるところにより、窒素ガス 炭酸ガス、又は乾燥空気等を用いて気密試験を行う。気密試験後は、全系統の高真空蒸発脱水処理を行うこと。
- j) 電気配線完了後、絶縁抵抗試験及び動作試験を行うこと。
- k) 請負者は現地確認及び採寸等を実施すること。
- l) 撤去した機器については、官側が示した場所に集積すること。

表 1 (北門 3)



表 2 (グラウンド北)



表 3 (滑走路北)



表 4 (渡河訓練場)



表 5 (西門)



表 6 (電気室)



表 7 (プール南)



表 8 (正門)

